

令和2年4月30日

小中学校保護者の皆様へ

松島町教育委員会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業の延長について (お知らせ)

保護者の皆様には、日頃より本町の教育活動に御理解と御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

本町の町立学校の臨時休業については、インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の期限である5月6日(水)までとしているところですが、宮城県教育委員会からの通知により、県内の市町村立学校の休業についても、県立学校の対応と同様に、当面、5月10日(日)まで延長するよう依頼があったところです。

これを受け、当町教育委員会においても町立小中学校の臨時休業を下記のとおり延長することを決定しましたので、保護者の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、5月11日(月)以降の対応についても、県教育委員会の対応方針が示され次第、速やかに決定の上、お知らせします。

記

1 臨時休業延長期間

令和2年5月7日(木)から5月10日(日)まで

2 出席の取扱い

臨時休業中は、出席すべき日数には入りませんので、欠席とは扱われません。

3 学習活動について

計画的に家庭学習に取り組むよう、声掛けをお願いいたします。

4 家庭訪問等について

学校ごとの通知をご確認ください。

5 中学校部活動について

臨時休業となった趣旨を考え、部活動については中止といたします。

6 学校給食について

臨時休業に伴い停止となります。

7 その他

臨時休業の趣旨を十分にご理解いただき、お子様には不要不急の外出を避け、外出時のマスク着用や手洗い等の感染防止に努めるようお願いいたします。

臨時休業中にお子様や御家族が新型コロナウイルスへ感染した場合には、速やかに学校まで御連絡をお願いします。

なお、日々状況が変化していることから、今後内容が変更になる場合があります。

担当	教育課
電話	022-354-5713